

処 分 基 準

令和 6 年12月 1 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第51条の 4 第 4 項
処 分 の 概 要：放置違反金の納付命令
原権者（委任先）：長崎県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法第51条の 4 第 1 項及び第 3 項
処 分 基 準： 道路交通法第51条の 4 第 3 項の規定による報告に係る車両を放置車両と認める場合（同条第 4 項ただし書に規定する場合を除く。）は、当該車両に係る違法駐車行為が天災等の不可抗力に起因するなど、当該車両に係る違反を当該車両の使用者の責めに帰することが著しく相当性を欠くと明らかに認められる場合を除き、当該使用者に対し、放置違反金の納付を命じることとする。
問 い 合 わ せ 先：長崎県警察本部交通部交通指導課駐車対策室 電話095-820-0110（内線5261）
備 考：